

## 65才以上の公的年金受給者で、個人住民税を納税されている方へ 個人住民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まります

現在、公的年金を受給されており個人住民税を納税する義務のある方は、年4回、金融機関等に出向き、個人住民税を納めていただいています。今回の制度の導入により、年金を支給する年金保険者が年金支給時（年6回）に個人住民税を公的年金から引き落とし（特別徴収）、区市町村へ直接納入することとなります。

なお、この制度は住民税の納税方法の変更であり、新たな税負担が生じるものではありません。

### 引き落としの対象となる方

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方  
ただし、次の方については対象になりません。

- ・介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ・引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など



### 引き落としの対象となる税額

年金所得の金額から計算した均等割額と所得割額

（給与所得や事業所得などの金額から計算した所得割額・均等割額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で別途納めていただくこととなります。）

### 引き落としの対象となる年金

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等

### 開始時期

平成21年10月支給分の年金より

（ただし、港区・大田区・世田谷区・練馬区にお住まいの方につきましては、開始時期が延期されます。詳しくはお住まいの区にお問い合わせください。なお、利島村・青ヶ島村については、公的年金からの引き落とし（特別徴収）は実施しません。）

### <例> 住民税の年税額が6万円（年金所得のみの場合）

#### 平成21年度（引き落とし開始年度）の納め方

月	納付書で納める （普通徴収）		公的年金からの引き落とし （特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。  
10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを公的年金から引き落とします。

#### 平成22年度（引き落とし開始翌年度）の納め方

月	公的年金からの引き落とし （特別徴収）					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同額を引き落とします。  
10月・12月・2月は年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額の1/3ずつを引き落とします。

☆詳しくは、お住まいの区市町村の税務担当までお問い合わせください。